

福知山市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 市民の学習機会の充実と、市政に対する理解・関心の向上を図り、生涯学習を通じた「まちづくり」「なかまづくり」を支援することを目的として、市民が主催する集会等に、市の職員等を講師として派遣し、福知山市生涯学習まちづくり出前講座（以下「出前講座」という。）を実施する。

(対象)

第2条 出前講座の対象は、市内に在住、在勤又は在学する概ね10人以上の者で構成された団体（以下「申請者」という。）が、構成員を対象として開催する集会等とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(開講日時)

第4条 開講日時は、原則、市の休日を除く、午前9時から午後9時までの間で、30分から1時間程度とする。ただし、講座実施担当課・団体が必要と認める場合は、この限りではない。

(開講場所等)

第5条 開講場所は、市内に限るものとし、会場の確保や設営、集会等の運営進行等開講に伴い必要な諸手続きは、申請者の責任においてこれを行うものとする。

(申込・決定通知等)

第6条 申請者は、原則、出前講座を受講しようとする日の1か月前までに、講座の内容を生涯学習課に相談し、調整の上、所定の様式により申込書を生涯学習課に提出するものとする。

2 生涯学習課は、出前講座についての相談、案内及び受付を行い、講座実施担当課・団体と調整の上、開講の可否を申請者に通知するものとする。

3 講座実施担当課・団体は、開講の可否及び派遣講師の選定について検討し、結果を生涯学習課に通知するものとする。

(実施の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治活動や宗教活動につながるおそれのあるとき。
- (3) 営利を目的とする活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 第3条により定めた内容に該当するものがないとき。
- (5) 悪天候や感染症等により申請者と派遣講師の安全が確保できないと判断したとき。
- (6) その他出前講座の目的に反するおそれがあるとき。

(費用負担)

第8条 講師料は、無料とする。ただし、施設使用料や材料費等開講に必要な費用が発生する場合は、申請者において負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。